

## 障害者差別の解消に関する条例の必要性検討における論点整理

### ◆障害者差別解消法の補完

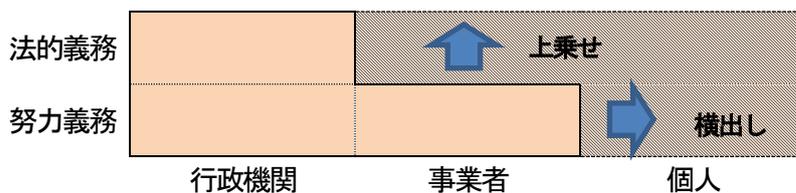
#### 論点 1 条例による上乗せ・横出し

##### 主な論点

- ・障害者差別解消法による義務（民間事業者）を強化するか（上乗せ）
- ・障害者差別解消法による規制の対象（行政機関・民間事業者）の範囲を広げるか（横出し）

##### ■行政機関・事業者に課される義務

		不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮の 不提供の禁止
行政機関	サービス提供	法的義務	法的義務
	雇用・就業	法的義務	法的義務
事業者	サービス提供	法的義務	努力義務
	雇用・就業	法的義務	法的義務



##### 他府県の状況

	千葉県	長崎県	愛知県	京都府	奈良県	鹿児島県
合理的配慮の 義務化(※1)	有	有	県のみ	府のみ	有	無
規制の対象	何人も	何人も	県 事業者	府 事業者	何人も	何人も

(※1)事業者に対して合理的配慮を法的義務としている場合は「有」

##### ポイント

- ・上乗せ・横出しのない「理念型条例」では条例制定の意義が乏しいのでは？
- ・上乗せにより、事業者による合理的配慮の提供の実効性が増すのでは？
  - 一方で、求められる配慮は様々であり、企業規模等によっても異なるものであるため、一律的で過度な規制は避けるべきか？
- ・横出しにより、所管省庁が不明確な分野（ex 自治会）、個人も知事の権限で対応できるのでは？
  - 個人については思想・信条の自由、結社の自由等に抵触する可能性があり、より慎重な判断と仕組みが必要では？

## 論点2 障害を理由とする差別の定義

### 主な論点

- 障害を理由とする差別をどのように定義するか
- 差別の範囲に「間接差別（関連差別含む）」、「障害者間差別」を含めるか

### 参考

「間接差別」：外形的には中立の基準、規則、慣行であってもそれが適用されることにより結果的に他者に比較し不利益が生じる場合

ex) マイカー通勤禁止という就業規則により公共交通機関を利用できない障害のある者が排除される場合

「関連差別」：障害に関連する事由を理由とする区別、排除、制限等の異なる取扱いがなされる場合

ex) 車いすを使用していることを理由に入店を拒否する場合

「障害者差別解消法 第7条（抜粋）」

・・・(略)、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

### 差別解消法における定義

差別解消法	(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止) 第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
-------	---

### 他府県条例における定義

富山県	(定義) 3 この条例において「障害を理由とする差別」とは、障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしないことをいう。
千葉県	(定義) 第二条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害及び同条第二号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。 2 この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。

長崎県	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>2 この条例において「社会的障壁」とは、障害があることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>3 この条例において「差別」とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。</p> <p>4 この条例において「不均等待遇」とは、障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすることをいう。</p> <p>5 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人の求め又はその家族等の求め（障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。）に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。</p> <p>(差別の禁止)</p> <p>第9条 何人も、次条から第 19 条までに定めるもののほか、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。</p>
-----	--

## ポイント

- 障害者差別解消法では「障害者間差別」、「間接差別（関連差別含む）」は対象とならないのでは？
  - 一方で、内閣府等が作成しているパンフレット等において、「正当な理由なく、車いすを使用していることを理由に入店を拒否すること」は不当な差別的取扱いに当たり得るとしている。

## 論点3 紛争解決の仕組み

### 主な論点

- ・ 条例制定済の他府県同様の「助言、あっせん」の仕組みを設けるか
- ・ 「助言、あっせん」の仕組みを設けた場合、実効性をどう担保するか

### 参考

「障害者差別解消法 第14条」

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(H27.2 内閣府)

第5. 2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備(抜粋)

…(略)法は、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることとしており、…

「障害者差別解消法 第12条(抜粋)」

主務大臣は、…(略)、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

※障害者差別解消法施行令により、各事業法等において、その事業者に対する監督権限に属する事務を地方公共団体の長等が行うこととされているときは、障害者差別解消法第12条に規定する主務大臣の監督権限に属する事務についても、併せて地方公共団体の長等が行うこととされている。

### ポイント

- ・ 法務局の人権救済制度の活用では不十分か？
- ・ 諸外国では全国統一的な救済機関が設置されており、実効的な救済を行うには法レベルでの対応を要するのでは？
- ・ 実効性を担保するために「指導、勧告、公表」が考えられるが、法第12条の権限(事業分野によっては知事に指導監督権限あり)と重複しないか？  
→ 一方で主務大臣が不明確な事業分野等への対応が可能となるのでは？
- ・ 条例により個人による行為等を規制の対象とした場合(横出し)、当該個人も「指導、勧告、公表」の対象とするのか？

◆条例の基本理念、意義・目的

論点 1 条例の基本理念

主な論点

- ・条例の基本理念をどうするか
- ・「滋賀らしさ」はどういったことが想定されるか

参考

他県条例の主な基本理念

- ・個人の尊厳の尊重
- ・社会参加の機会の確保
- ・地域における共生
- ・意思疎通手段の選択機会の確保
- ・交流と学び合いの必要性
- ・一方的な非難、制裁の否定
- ・性別、年齢など複合的な差別要因への配慮

■主な基本理念比較表

	熊本県	長崎県	沖縄県	京都府	岐阜県	大分県
個人の尊厳	○	○	○	○	○	○
社会参加	○	○		○	○	○
地域共生	○	○		○	○	○
意志疎通				○	○	○
交流・学び合い		○		○		
一方的非難		○				
性別・年齢				○		○

■他県条例の基本理念

長崎県 (第3条)	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。</p> <p>(1) 障害のある人は、障害のない人と同等の権利を有しており、合理的配慮により社会の様々な分野に参加し貢献できること。</p> <p>(2) 障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。</p> <p>(3) 誰もが障害を有することとなる可能性があることから、障害を障害のある人だけの問題としてではなく、障害のない人も含めた全ての人の問題として認識し、障害のある人と障害のない人とが共に学び合い理解を深める必要があること。</p> <p>(4) 差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならないこと。</p>
京都府 (第3条)	<p>(基本理念)</p> <p>第2条 共生社会(全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、</p>

	<p>相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。以下同じ。)の推進は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。</p> <p>(1) 全て障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p> <p>(2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。</p> <p>(3) 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。</p> <p>(4) 全て障害者は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。</p> <p>(5) 障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての府民の問題として認識され、その理解が深められること。</p>
<p>沖縄県 (第3条)</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条第1条に規定する共生社会の実現は、全ての障害のある人が障害のない人と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村及び県民の相互の連携協力の下に、社会全体として推進していかなければならない。</p>

■障害者差別解消法

<p>差別解消法 (第1条)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。</p>
------------------------	--

## 論点2 障害者差別解消法を補完すること以外の意義・目的

### 主な論点

- ・ 障害者差別の解消のほか、障害者施策の推進等に関する条例とするか
- ・ 障害者差別の解消に特化（法の補完）した条例とするか
- ・ 他の県条例（滋賀県人権尊重の社会づくり条例、だれもが住みたくなる福祉しがのまちづくり条例）との役割分担をどう考えるか

### 参考

「障害者差別の解消に特化した条例」：茨城県、富山県、愛知県、奈良県等

「障害者施策の推進に関する条例」：北海道、岩手県、京都府、沖縄県等

※大阪府は障害者差別解消法第14条「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」、第15条「啓発活動」の実施に関する事項のみを条例化している。

差別禁止以外の主な施策（共生社会の実現に向けた施策）

- ・ 交流の推進
- ・ 雇用就労の促進、雇用の場の拡大
- ・ 文化芸術活動の推進、文化芸術活動等に参加できる環境整備
- ・ 教育の充実      ・ 住環境の整備
- ・ 社会参加活動の推進      ・ 地域生活の支援
- ・ 意志疎通手段の確保

京都府	<p>（交流の推進）</p> <p>第21条 府は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習その他の障害者と障害者でない者との交流を積極的に推進することによって、その相互理解を促進するものとする。</p> <p>（雇用及び就労の促進）</p> <p>第22条 府は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者とその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じるものとする。</p> <p>2 府は、障害者の雇用及び就労について事業主及び一般府民の理解を深めるとともに、障害者の雇用及び就労を促進するため、障害者の優先雇用その他の必要な施策を講じるものとする。</p> <p>（文化芸術活動等の推進）</p> <p>第23条 府は、障害者とその障害の種類及び程度にかかわらず円滑に文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等（以下「文化芸術活動等」という。）に参加することができる機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動等の推進に必要な施策を講じるものとする。</p> <p>2 府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動等に参加することができる機会を積極的に提供することによって、その相互理解が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。</p>
-----	--

<p>沖縄県</p>	<p>(障害福祉サービスの充実)  第25条 県は、市町村が実施している障害福祉サービスの種類及び量の把握に努め、広域的な見地から障害福祉サービスの充実に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(雇用の場の拡大)  第26条 県は、事業者に対する障害のある人の雇用の啓発、障害のある人が働きやすい環境の整備及び一般就労への移行を促進し、雇用の場の拡大等に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(教育の充実)  第27条 県は、障害のある人が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善し、又は克服し、自立を目指すようにするため、特別支援教育の充実に必要な施策を講ずるものとする。  (2) 県は、市町村と協力し、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするために、障害のある児童及び生徒の就学指導その他の支援に関して、障害のある児童及び生徒並びに保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重するよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(移動等の円滑化を図るための都市等のデザイン及びバリアフリー化の促進)  第28条 県は、障害のある人の移動又は施設の利用の円滑化を図るため、障害の有無、性別、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように考えられた都市又は生活環境のデザイン並びに障害のある人が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等を促進するために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(住宅環境の整備)  第30条 県は、障害のある人が地域で自立して生活するため、不動産事業者、障害福祉サービス事業者等と協力し、住宅環境の整備に関する必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(文化芸術活動等に参加できる環境の整備)  第34条 県は、障害のある人の地域における生活の質を高めるため、文化芸術活動、観光、スポーツ又はレクリエーションに参加できる環境の整備に関する必要な施策を講ずるものとする。</p>
------------	---

## ポイント

- 障害者差別解消法の「上乘せ」、「横出し」は事業者や県民の理解を得られるのか？  
→ 一方で、上乘せ・横出しのない「理念型条例」では条例制定の意義が乏しいのでは？
- 障害者差別解消法の補完のみならず、障害者権利条約や障害者基本法の理念を踏まえた、県としての障害者施策の骨格をなす基本条例としてはどうか？